

名古屋港管理組合建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋港管理組合（以下「本組合」という。）が、電子入札システムを使用した入札を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、本組合が電子入札で行う建設工事及び設計、調査及び測量業務の入札に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語の定義は次に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）（あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステムをいう。）を構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。

(2) 電子入札

電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により執行する入札手続

(3) 紙入札

電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカード

(5) 契約担当者

発注機関において、電子入札システムを利用する契約案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員

(6) 執行担当者

電子入札において、契約担当者とともに開札に立ち会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う職員

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードにより電子入札システムに企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を登録しなければならない。

2 利用者登録済みのICカードが失効した場合は新たに取得したICカードにより再度、利用者登録を行うものとする。

3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない

い。

(ICカードの名義)

第5条 ICカードの名義人は名古屋港管理組合の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。

2 入札参加者が特定の入札案件について構成される特定共同企業体の場合は、代表構成員の代表者の名義とする。

3 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人によるICカードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

(案件登録)

第6条 契約担当者は、電子入札により実施することとした入札案件について、指名業者審査委員会等により入札参加資格要件等が決定された後、速やかに入札案件の概要を電子入札システムに登録するものとする。

2 前項の登録後、その内容について錯誤があった場合は、登録を取り消す旨の追記入力を行い、これとは別に新規案件として改めて登録し直すものとする。

3 追記入力前に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、電話等の確実な方法で連絡を取り、必要に応じて技術資料を再提出するよう依頼するものとする。

(開札予定日時等)

第7条 開札予定日時は入札書受付締切予定日時の翌日を標準とするものとする。

2 案件登録の後、特段の事情により前項の予定日時を変更する場合は、速やかにその旨の変更登録を行うものとする。

(紙入札への変更)

第8条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子入札システム端末機の障害又は広域停電等のために、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断したときは、電子入札を紙入札へ変更するものとし、契約担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、文書(様式1)により通知するものとする。

(1) 入札方法を紙入札に変更したこと。

(2) 既に完了している電子入札システムによる書類(入札書は除く。)の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しないこと。

(3) 既に送信された入札書は無効として開札を行わないこと。

(4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。

(5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(競争参加資格確認申請書の提出)

第9条 電子入札により実施される一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)により、次の各号のとおり申し込むものとする。

(1) 申請書の提出

入札参加者は、参加申請書の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で電子入札システムにより提出しなければならない。

(2) 資料の添付

入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、この場合は、ファイル容量は1MB以内とする。

また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	doc 形式又は docx 形式
Microsoft Excel	xls 形式又は xlsx 形式
その他	PDF（JavaScript を使用しないこと） 画像ファイル（JPEG、TIFF 又は GIF 形式） 圧縮ファイル（Zip 形式、ただし自己解凍形式（EXE 形式）は認めない。）

(3) 郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。

この場合、必ず資料一式で提出するものとし、電子ファイルによる提出との併用は認めない。なお、郵送する場合は、封筒の表に入札者の商号又は名称、開札日、入札件名及び資料在中の旨を記載して書留、簡易書留又は配達記録郵便によるものとする。郵送又は持参により資料を提出する場合は、郵送等により資料を送付する旨を記載した電子ファイルを申請書の提出時に添付するものとする。

また、資料の提出は、郵送の場合は申請書受付締切日の前日午後5時までに、持参の場合は電子入札の場合と同じ申請書受付締切日時までに、それぞれ総務部会計課工事契約調整担当へ必着とする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) 資料の再提出

入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。

(5) ウィルス対策

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があつ

た場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(6) 申請書等受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書の提出)

第10条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。

なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

3 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。

また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(工事費内訳書の提出)

第11条 工事費内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 工事費内訳書の添付

工事費内訳書の提出が必要な入札案件においては、工事費内訳書は原則として指定する様式で、電子入札システムにより入札書に添付して提出するものとする。

工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は第9条第2号に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第9条第3号に準ずるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(2) 工事費内訳書の再提出

工事費内訳書の再提出（添付漏れによる再提出を含む。）については、認めないものとする。

(3) ウィルス対策

ウィルス対策については、第9条第5号に準ずるものとする。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札案件において、当初から又は入札手続開始後に、紙入札での参加を希望する者は、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。この場合において、紙入札の承認を得ようとする者は紙入札方式参加承認（様式2）を契約担当者に提出するものとする。

- 2 前項の規定により紙入札方式参加承認願の提出があった場合は、管理者は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする（様式3）。
 - (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合
 - (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
 - (3) パソコン等のシステム障害
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合
- 3 前項の規定により紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。
 - (1) 使用する印鑑
使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。
 - (2) 入札書
紙入札書（様式4）を使用する。
 - (3) 工事費内訳書
工事費内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体の工事費内訳書を提出する。
 - (4) 書面による申請書及び紙入札書の締切日時
電子入札における受付締切日時と同一とする。

（電子入札の辞退）

第13条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは電子入札システムにより、入札書受付締切予定日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札の承認を受けた者が辞退しようとする場合は、受付締切予定日時までに書面により辞退届を提出するものとする。

（開札）

第14条 開札は、執行担当者立会いの上で、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 工事費内訳書の提出を求めている場合は、契約担当者は開札予定日時までに、工事費内訳書が適正に作成されていることを確認するものとする。
- 3 希望する入札参加者は開札に立ち会うことができるものとする。
- 4 紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約担当者はその者を開札に立ち会わせての上で、紙入札書を開封し、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に一括開札を行うものとする。
- 5 紙入札の承認を受けた者が入札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない管理組合職員を立ち合わせるものとする。

(落札決定)

第 15 条 契約担当者又は執行担当者は、電子入札システムに落札決定の署名を行うものとする。

2 前項の署名は、くじ引きによる場合等の理由により落札決定を保留とした場合及び特段の事情により入札を取りやめる場合も同様とする。

(電子くじによる落札者の決定)

第 16 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するため、紙入札の承認を受けた者は、電子くじ番号（任意の 3 桁の数値）を記載した入札書を提出するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に電子入札システムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

(電子入札の無効)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに提出されない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない電子入札
- (3) 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人の IC カードを使用する、他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等、IC カードを不正に使用して行った入札
- (4) 特定共同企業体においてその企業体を代表する者の IC カードによらない入札
- (5) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- (6) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、工事費内訳書の提出がない入札及び工事費内訳書の記載のない入札

(責任の範囲)

第 18 条 電子入札において、申込書及び入札書（工事費内訳書を含む。以下この条において同じ。）は送信データが電子入札システムに備えられた所定のファイルに記録された時点で提出されたものとする。入札参加者は、申込書及び入札書の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(その他)

第 19 条 電子入札の詳細な操作手順については、電子入札システムの操作手引書によるものとする。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

名港管第 号
年 月 日

入札方法変更通知書

様

名古屋港管理組合管理者

下記工事の入札について、名古屋港管理組合建設工事等電子入札実施要領第8条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 既に完了している書類の送受信について
 - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類（入札書を除く）の送受信は、有効なものとして取扱います。
 - (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
 - (3) 既に入札書を送信した方は改めて入札書を提出してください。
- 4 紙入札に関する事項
 - (1) 入札日時
 - (2) 入札場所
 - (3) その他
紙入札に係る留意事項は、名古屋港管理組合建設工事関係入札参加者心得書を参照して下さい。

年 月 日

紙入札方式参加承認願

名古屋港管理組合管理者 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の案件は電子入札案件ではありますが、当社においては下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 電子入札システムで参加できない理由

名港管第 号
年 月 日

紙入札方式参加承認書

様

名古屋港管理組合管理者

年 月 日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札参加を承認
します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 紙入札に関する事項

(1) 入札場所

(2) その他必要事項

- ・ 開札予定日時に入札書を持参の上（1）の入札場所までお越し下さい。
- ・ 入札書の欄外に、電子くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

入 札 書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名 印

下記の金額で請負したいから名古屋港管理組合財務規則を遵守し、入札参加者
心得を承諾の上、入札します。

記

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

件 名 _____ ※3桁までの数字を記入すること _____

くじ番号			
------	--	--	--

備考 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金又は円を記入のこと。なお、金額の訂
正は認めない。